鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすること について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定に より、本議会の議決を求める。

平成14年6月19日

三朝町長吉田秀光

平成14年6月19日原案可決 三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約 鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成10年鳥取県指令市振3第1号)の一 部を次のように改正する。

別表管理費の部中「倉吉市 51%」を「倉吉市 49%」に、「町村 49%」 を「町村 51%」に改める。

附則

この規約は、平成14年7月1日から施行し、この規約による改正後の鳥取中部ふる さと広域連合規約別表の規定は、同日以後に支払うべき負担金の負担割合について適用 し、同日前に支払うべき負担金の負担割合については、従前の例とする。